

令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた 広報動画制作業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託
- (2) 業務内容 **別添**「令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）
のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 1 月 15 日（金）まで

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を委託仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。委託仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費の限度額）

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第 4 条 甲は、前条に規定する委託費を、委託業務が終了し、第 8 条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により必要があると認めるときは、委託費の 90 パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第 1 号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第 5 条 契約相手方に納付させる契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。た

だし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する契約の場合の契約保証金については、全額又は一部を免除する。

(再委託の制限)

第 6 条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(実績報告等)

第 7 条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了報告書（様式第 2 号）を委託業務終了の日から 30 日以内又は令和 9 年 1 月 15 日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第 4 条第 3 項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 86 号）を添付するものとする。

(検査及び委託費の確定)

第 8 条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第 9 条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の中止等)

第 10 条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第 4 条第 1 項及び第 7 条から第 9 条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第 11 条 乙は、前条第 1 項に規定する場合を除き、委託仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(委託業務の報告等)

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 15 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(著作権)

第 16 条 乙がこの委託業務により取得した全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、甲が承継するものとする。

(契約の解除等)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(疑義の処理)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 ○○○○○○

1 受託者の責務

受託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の破棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは、速やかに破棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び部外提供の禁止

委託業務を処理するため収集及び作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

6 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された資料等のうち甲の指定するものは、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

様式第 1 号

概 算 払 請 求 書

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託に係る概算払の請求について、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求金額 円

<概算払請求算定>

区 分	金 額
契約額	
概算払受領済額	
今回請求額	
残 額	

2 請求額の受領方法 口座振込

振込先金融機関		
振込口座	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

※振込先は郵便局以外の金融機関を指定してください。

3 概算払を必要とする理由

()

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

委 託 業 務 完 了 報 告 書

令和 8 年 月 日付けで契約した令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託について、下記のとおり業務が完了したので、契約書第 7 条の規定により報告します。

記

1 委託期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2 成果品

DVD・令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた
広報動画 正副 2 部

3 収支決算書

別添のとおり

令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた
広報動画制作業務委託仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託

2 業務目的

食料安全保障の観点並びに農業及び農村の有する多面的機能を基に、地域内の消費者が地域における安全で安心かつ良質な食料生産の価値を評価し、食料の購入や生産への協力等により農業者を支える地域内循環型のネットワークの実現に向けた県民意識の醸成を図ることを目指し、「生産者と消費者が Win-Win な関係へ！！（仮）」をテーマに、農業への県民意識の醸成に対して具体的なイメージを持てる動画を作成する。なお、作成した動画は、県ホームページや SNS、イベント等で発信を行う。

3 担当部局

茨城県農林水産部農業政策課（水戸市笠原町 9 7 8 番 6）

4 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 1 月 15 日（金）まで

5 業務内容

茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画の制作

- （1）制作する動画は 3 本（1 本につき、1 分～1 分 30 秒程度を作成）。ただし、導線となるショート版（15 秒程度）も併せて作成する。
- （2）動画は、①県内地域で農産物を生産・販売する生産者の思い、②県内地域で地域の食料を購入する消費者の思い、③農業・農村が有する多面的機能をテーマとし、それぞれ①農業に関わりの少ない消費者、②生産者、③県民全体をメインのターゲットとする。また、ターゲットは、10 代から 40 代の、ショート動画を閲覧する年齢層とする。ターゲットの興味を引き、茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識の醸成を図るものとなるよう具体的なイメージが持てる企画を立案すること。
- （3）動画の内容は、（2）の内容を軸とし、その際、①農作業の様子、②ほ場の様子（農村風景）、③収穫の様子、④消費者及び生産者の声（インタビュー）を使用すること。なお、必要な事業内容や撮影事象の情報、契約期間に撮影が不可能である映像については、可能な範囲で発注者が提供する。
- （4）撮影場所は茨城県内とする。
- （5）ほ場（農村風景）の撮影には、ドローンを活用した上空からの映像を入れること。
- （6）動画制作に必要な事前調整（撮影許可の取得等）・準備、撮影、編集等必要な作業を行うこと。

- (7) 動画制作の過程において撮影を行った動画や画像は、発注者から求められた場合、随時提供すること。
- (8) 制作した動画の配信（県 HP、県 SNS（instagram、X）及び Youtube 等での配信を想定）を可能にするために必要な処理を行うこと。

6 実施計画

受託者は、契約後速やかに本仕様書に基づく実施計画書を作成し、県と協議の上、業務を実施すること。

7 実績報告

受託者は、委託業務終了後、委託業務完了報告書、動画データを記録した DVD（正副 2 部）、動画の素材データを添えて発注者に提出すること。

8 制作物件の権利の帰属

- (1) 本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権その他の権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 動画制作に活用する BGM やイラストなどの素材については、著作権を確認し使用が可能なもののみ活用すること。
- (3) 受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

9 その他

- (1) 食と農を守るための条例第 23 条は、以下の URL に掲載されているため、参考とすること。
<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/noseisaku/senryaku/shokutonou.html>
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度県と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、県は作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (3) 月に 1 回程度、事業の進捗状況を報告するとともに、県と打合せを行うなど情報の共有を図ること。また、必要に応じて県の関係機関と連携をとること。なお、打合せした内容は記録し、打合せ後速やかに提出すること。
- (4) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (5) 令和 9 年度以降の事業について、令和 8 年度と異なる受託者による受託又は県による自主運営となった場合は、県の指示に従い、調査を行った企業や産地の担当者・連絡先等事業に関わるすべての情報（データ）を速やかに提供し、年度当初から切れ目なく事業を運営できるよう協力すること。